

多度津町農業委員会議事録

令和5年7月19日午前8時57分より午前9時52分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 農業経営改善計画認定申請について

議案第7号 多度津町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について

報告 その他

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	山崎義行
4番委員	三野敏彦
5番委員	横關幹夫
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
9番委員	秋山義充
10番委員	伊達和博
11番委員	山崎賢三
12番委員	篠原壽雄
13番委員	西山正美
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	眞鍋憲明
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
5番委員	山地文
6番委員	池田一普
7番委員	村井文数
8番委員	宮武良充

農業委員会事務局職員

事務局長	尾崎 昭宏
農地係長	亀井 康
主任主事	福家 眸

審 議 内 容

事務局長 おはようございます。
ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。
続きまして、本日の出欠状況についてですが、本日は、農業委員14名中14名が出席しておりますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので大西会長にお願いしたいと思います。

議長 ありがとうございます。
それでは、早速進めてまいりたいと思います。まず最初にいつもどおり私のほうが本日の署名委員さんを指名させていただきたいと思います。

14番の細川委員さん、それから4番の三野委員さん、よろしくお願いをいたしたいと思います。

続きまして、昨日の小委員会の報告を斯波委員さんのほうからよろしくお願いをいたします。

斯波委員 昨日、2号議案、3号議案、5号議案を現地確認してまいりました。特段問題あるところはなかったと思います。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議長 ありがとうございます。
ただいまご報告をしていただきましたけども、これについて何かご意見等ありましたらよろしくお願いをいたします。

特にございませんか。

ないようですので、議案のほうの審議を行いたいと思います。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から番号2番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号2番で解約した農地につきましては、元々一枚の農地を2名の方が戦前からの小作地として耕作されており、平成31年に一方の方が合意解約をしております。今回の申請では、残っていたもう一方の戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約するものです。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第1号について説明がありましたけども、これについてのご意見、ご質問等をお受けする前に恒例ですけど2番の戦前からの小作地の合意解約ということで、今後のなんか参考になることがあったらということで地元の委員さんにお聞きしておりますけども、4番委員さん何か情報等あればお願いします。

4番委員

特にない。

議長

金銭面の動きとかは。

4番委員

特にない。

議長

ありがとうございました。

そしたら、議案第1号につきまして何かご意見等ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

ないようですので、これにつきましては、報告案件ということでご理解をいただきたいと思えます。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号をご覧ください。

【議案第2号番号1番から3番について、議案書を基に朗読】

以上、3件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も（自宅から）近く問題がないことから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第2号の説明がありましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

特にご質問等ないようでありますので、議案第2号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議がないようですので、議案第2号を承認といたしたいと思ひます。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局お願ひします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第3号番号1番について、議案書を基に朗読】

以上、今回申請のありました1件の転用申請につきましては、周辺が既に宅地化されていることから集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられますので、周辺の農地に支障はないということから許可要件を満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案3号について説明いただきましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

よろしいですか。特にないようですので、それでは議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議がないようですので、議案第3号を承認といたします。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願ひします。

事務局

議案第4号をご覧ください。

【議案第4号番号1番から番号5番について、議案書を基に朗読】

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、7月21日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第4号の説明がありましたけども、これにつきましてのご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

特にないようですので、それでは議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第4号を承認いたします。

続きまして、議案第5号 非農地証明願について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号 非農地証明願についてをご覧ください。

【議案第5号番号1番について、議案書を基に朗読】

以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案5号の説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

どうぞ。

13番委員

すいません。ここって地籍調査終わってないんですか。

事務局

本通地区はまだ終わっておりません。

13番委員

終わってないんですね。

事務局

はい

議長

よろしいですか。他にございませんか。ないようですので、それでは議案第5号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第5号を承認いたします。

議長

続きまして、議案第6号 農業経営改善計画認定申請について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号 農業経営改善計画の申請についてをご覧ください。

今回、農事組合法人 葛原営農組合 と 農事組合法人 下所みのる会より提出された農業経営改善計画認定申請について、多度津町 地域農業再生協議会 担い手部会を 6月30日に開催し、審査を行った結果、担い手部会は計画を承認することといたしました。今回の申請に関し、多度津町より、農業委員会へ意見を求められておりますので上程させていただきました。

はじめに、農事組合法人 葛原営農組合の申請内容についてご説明させていただきます。今回の認定申請は、令和5年8月31日をもって、5年間の認定期間が終了するため、継続して認定を受けるための申請となります。現在、葛原営農組合は、米麦を中心に、飼料作物を生産する複合経営となっています。5年後の目標としましては、品目は変更せず、作付面積を拡大し、作物の収量増加を図ります。目標達成のため、効率的な作業体制を維持し、品目ごとの経費の分析を行うなど、経営の合理化を図ります。また、労働時間の短縮、省力化を図るため、高能率機械を導入します。

なお、今回 代表理事について、●● ●●氏から●● ●●氏に変更されております。以上で、葛原営農組合の農業経営改善計画のご説明となります。

続きまして、農事組合法人 下所みのる会 の申請内容についてご説明させていただきます。今回の認定申請は、代表者変更に伴う変更の申請となります。代表者 ●● ●●氏から●● ●●氏に変更となっております。また、構成員・役員について、代表理事の役職が●● ●●氏から●● ●●氏に変更、となっており、その他の内容については、変更はございません。

以上となります。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案6号の説明がございましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

特にございませんか。

推1番委員

ちょっといいですか。単純なことですが、このスーダンとはなんですか。

職務代理者(2番) ソルガムと同じようなかつこで茎と葉っぱを取って牛の飼料に。

議長

他に何かございませんか。ないようですので、それでは議案第6号につきましては農業委員会の意見を聞くということになっております

ので特段、意見はないということをお願いしたいと思います。

議長

それでは、続きまして、議案第7号 多度津町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

塩田

産業課、農林水産係の塩田と申します。よろしくお願いします

それでは、議案第7号の多度津町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について説明いたします。

まず、今回変更となった理由ですが、農業経営基盤強化促進法が昨年4月に改正されたこと、そしてそれに伴って香川県農業経営基盤促進基本方針についても今年の4月に改正されたことに伴い多度津町農業経営基盤強化促進基本構想についても変更する必要が生じたものとなります。そして、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条及び第6条において、市町村が基本構想を変更する際には、農業委員会及び農業協同組合から意見を聞くことが求められていることから、この度の定例会において、内容についてご説明させていただくこととなりました。

次に今回の変更点ですが、主な変更点は2点ありまして、1点目は、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備、その他支援の実施に関する事項の追加、2点目は地域計画促進に関する事項の追加です。

1点目の農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備、その他支援の実施に関する事項についてですが、町基本構想案の11ページから13ページにかけて追加された内容となります。こちらは農業経営基盤強化促進法の改正によって県基本方針に新たに定める事項となったもので、県基本方針において新たに農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項が追加されたことから、町基本構想においても県基本方針に対応した内容を新たに追加したものととなります。

2点目の地域計画促進に関する事項についてですが、こちらは町基本構想案の16ページから17ページにかけて追加された内容となります。こちらについても農業経営基盤強化促進法の改正によって、市町村が新たに地域計画を定めることが規定されたことに伴い、この地域計画に関する内容を新たに追加したものととなります。

主な変更点は以上となりますが、県基本方針に合わせる形で文言や指標の内容を変更しているほか、農地の利用権設定に関しては農業経

営基盤強化促進法の改正に伴いこれまで町で行ってきた農用地利用集積計画と香川県農地機構で行ってきた農用地利用配分計画が、新たに設けられた農用地利用集積等促進計画に統合されております。ただしこれまでの農用地利用集積計画については最大2年間の経過措置が設けられていることから、基本構想案15ページにこの経過措置に関する記載を追加しているほか、このページ以降の農用地利用集積計画に関する内容については引き続き記載しております。

今後の流れとしては、農業委員会および農業協同組合から聴取した意見を参考に基本構想案を作成し、農業経営基盤強化促進法第6条第5項に基づき県との協議を行います。基本構想案について県の方から同意が得られましたら農業経営基盤強化促進法第6条第6項に基づき町の方で変更後の内容について公告を行うことで変更手続きが完了となります。

多度津町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に関する説明は以上となります。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案7号の説明をいただきました。沢山の資料で掻い摘んで説明していただいたかと思えますけども、これにつきまして何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひいたします。

9番委員

分からんこともないんやけど、まずは資料、最初この議案と一緒に配られとったわね。塩田君最初にはいっとたやろ。事務局長はいっとるやろ。

事務局長

はい。

9番委員

それと今日提示されとるのとその違いをまず前段でなけりゃ。

塩田

今回、この資料を発送する際に、今回、案を提示させていただいておりましたけれども、一部今後の修正等々がございまして急遽差替えのほうをさせていただいたという形になります。

9番委員

そうやろ。その差替えを前段で言うとかないかん。だきん、最初配った分をはずして、今日提示されとる分、差替えの分に基づいてということそこをやっとかな。それと2部あるやろ。ページや何や言うてそれぞれ、塩田君分らんこともなんやけど。

事務局長

私も先に説明不足でした。すいませんでした。

9番委員

それと平たく。塩田君、2点なら2点もう一度やってほしい。長い説明になってもわからん。ひらたく大きくひらたく、そんで表現は短くやった方がと思うで、ちょっとお願ひしたい。

事務局長 はい。わかりました。

9 番委員 塩田君、2 点やろ。大きいところは、最初言うたのが 1 ページ。

塩田 それでは、お配りしております資料を改めてご覧いただければと思うんですけども、まず今回、主な変更点 2 点ありますが、1 点目が差替え資料の 1 1 ページから 1 3 ページのほうになります。

9 番委員 1 1 から 1 3、表示されているのは、1 ページやろ。

塩田 目次のほうが 1 ページです。

9 番委員 目次やな。ほんだきん目次の 3 番と 4 番ということ。2 点と言われてたんやけど。それを今度 1 1 ページと 1 2 ページにわたってやるんやけど大きいところは帰って読んでもらって赤いところな。ということやと思うんや。それをひらたく専門的なもんでなくひらたく今までとどう変わったかを表現してくれたら分かり易いかなと思います。

塩田 1 1 ページから 1 3 ページの部分に関して説明させていただきますと、法律の改正で新たに全面的に追加されたものになります。

9 番委員 全面的に追加したん。赤い文言は全部。

塩田 1 1 ページから 1 3 ページの部分に関しては全面的に追加されたものとなります。

9 番委員 そうですか。

塩田 こちらが法律の改正に伴いまして、農業を担う者を新たに設定することとなりまして、それに関する部分の記載が 1 1 ページから 1 3 ページに新しく追加となっております。

9 番委員 まったく新しく追加なら変更いうたって追加という感覚で説明せないかん。

塩田 その部分に関しては、新規に新たに追加された。

9 番委員 追加されて何か変わったことあるん。

塩田 今までは、基本構想で支援していくのが認定農業者であるとか新規就農者であるとかそういう方たちを主に支援していくような内容が盛り込まれておったんですけども、それ以外の 1 2 ページの上の方を見ていただきたいと思うんですが、例えば認定新規就農者ではないんですけども新規就農を志している方でありまして、あるいは雇用されて別の農業をされている方、あるいは定年退職してから農業を始めたいと思っている方でありまして、普段仕事をしながら農業にも携わる方がそういった幅広い方に対して今後、支援をして行こうという内容を盛り込んだものとなります。

9 番委員 非常に良いわな。幅広くなって。今までは担い手だけやったから。

次もう一点。

塩田 もう一点につきましては、16ページから17ページにかけて、こちらが地域計画整備事業に関する事項ということで、今年の3月に皆さまへも冊子をお配りさせていただいてと思うんですけども今回また、農業経営基盤強化促進法の改正に伴ってこれまでの人・農地プランというものに代わって地域計画というものを多度津町であれば多度津町の農地を今後10年間、10年後を見越してどういった方に農地を集積していくかという計画を立てることが法律で定められたのでそれに伴って市域計画をどのように推進していくかという内容を16ページから17ページに盛り込ませていただいという形になっております。

9番委員 これも追加やろ。

塩田 はい。こちらも内容自体は追加です。

9番委員 はい。次は新旧対照表。今言われたので分かり易く新旧対照表にしているわけ。

塩田 はい。こちらも今回お配りさせていただいておるんですけども。

9番委員 まったく同じこと。どういうこと。

塩田 今回、基本構想案としているものに関して、新旧対照表の改正後に記載させていただいております。

9番委員 これは今言われたこの2点をやったから町としてもいらわないかんところがあつたということ。

塩田 そうですね。今回、先補で説明した2点の追加があつたので、現行と改正後の案を比較できるようにということで新旧対照表をお配りさせていただいております。

9番委員 そういうことやな。分かりました。

議長 ありがとうございます。

他に何かございせんか。沢山の内容ですのでゆっくりと見ていただいたらと思います。特に他にないようですので議案第7号につきましては、農業委員会の意見を聞くということになっておりますので特段、意見はないということで処理していただきたいと思います。よろしく願いいたしたいと思います。

以上で本日の議案のほうは終了いたしました。

それでは、その他につきまして事務局よりお願いいたします。

事務局長 事務局より1点ご報告させていただきます。

相続届出について報告をお願いします。

事務局 今月は相続届が3件提出されております。書類につきましては、個人情報関係から小委員会に出席されました委員さんと担当地区の委員さんにお配りをしております。配付資料をお持ちの委員さんはお取扱いに十分ご注意ください。

以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいま1点ほど報告がありましたけども全体にわたりまして何かご質問等ありましたらよろしく願いいたします。

特にございませんか。それでは最後に来月の予定について報告をお願いしたいと思います。

事務局長 それでは、引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

8月の小委員会は、17日木曜日の午前9時から2階大会議室で行います。また定例会は、18日金曜日の午前9時から同じく大会議室で行います。小委員会の当番委員、推進委員及び定例会の署名委員につきましては、明日20日の総会及び委嘱式後に議席並びに傍聴席番号が決まり次第ご報告いたします。

改めまして、本日の定例会が現職の委員の皆さんと行う最後の定例会となりましたので事務局並びに産業課より一言お礼を申し上げます。

(お礼)

事務局からは以上です。

議長 ありがとうございます。
全体にわたりまして何か再度ありましたらよろしく願いいたします。

特にございませんか。

それでは今期の最終の定例会をこれで終了させていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記